

令和 7 年度 長崎市私立幼稚園等預かり保育促進事業のお知らせ

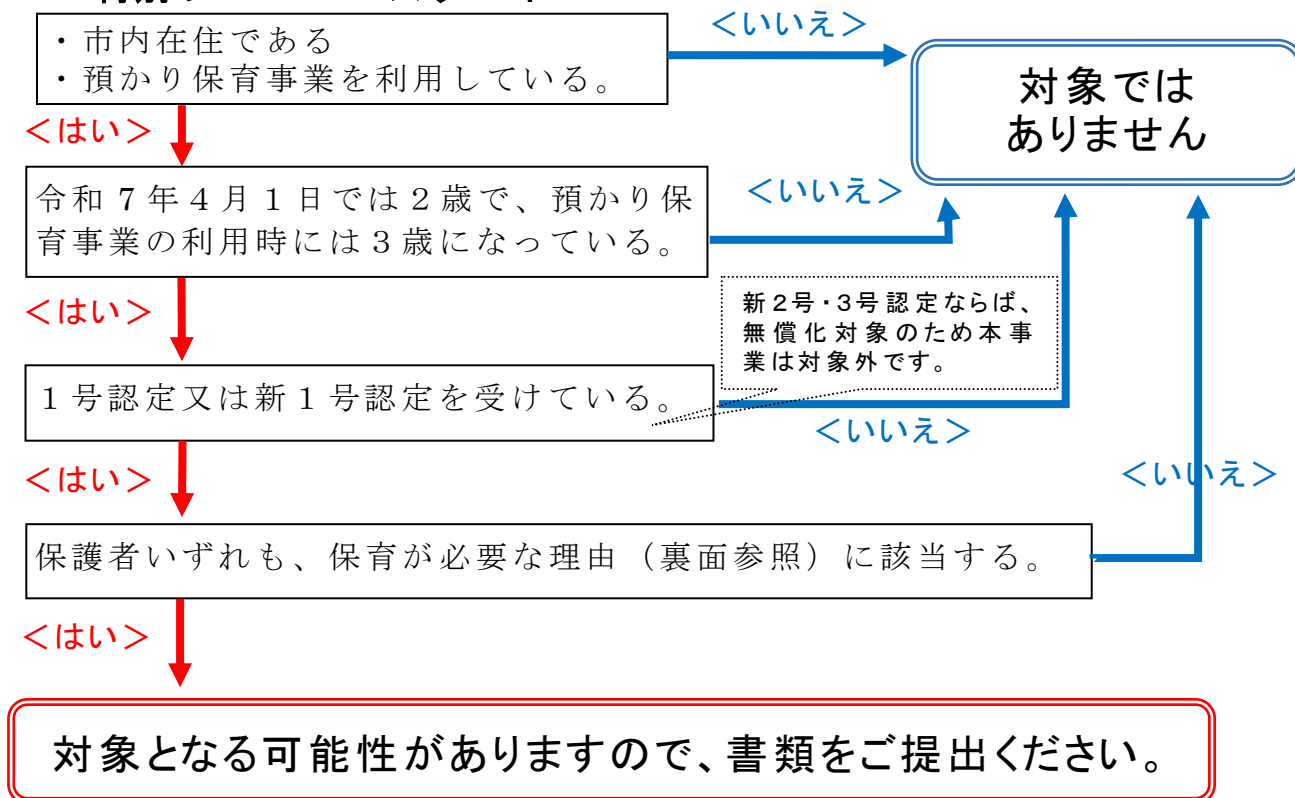
1 概要

長崎市内私立幼稚園・認定こども園における「預かり保育」を利用する以下の保護者は、預かり保育料の一部が補助対象となります。

※今回は**令和 7 年 4 月分～9 月分**が対象です。

- (1) 長崎市内に住所を有する園児で、預かり保育事業を利用している。
- (2) 1 号認定又は新 1 号認定の満 3 歳児（うち市民税非課税世帯に該当しない方）
- (3) 保護者いずれも保育が必要な理由に該当する
- (4) 幼児教育・保育の無償化の対象にならない子ども

判別フロー スタート



2 補助金額

預かり保育料として保護者の方が支払った額の 3 分の 1（ただし、月額の上限は 3,000 円とし、100 円未満の端数は切り捨て）

3 申請方法

各園を通じて申請用紙等を配布しますので、以下、(1)・(2)の書類を準備いただき、**9 月 30 日（火）までに、園に提出してください。**

- (1) 私立幼稚園等預かり保育促進事業補助金交付申請書（右上に①と書かれた書式。）に必要事項を記入・押印して提出してください。

- (2) 保育を必要とする理由を証する書類(理由によって書式が異なります。対象となる保護者全員分が必要です。)

4 申請後の流れ

- (1) 内容及び長崎市補助金等交付規則に基づく審査(例:市税等の滞納、暴力団関係者に該当の場合は対象外)を行います。
- (2) 審査後、該当・非該当の通知を保護者あてに郵送します。該当の場合、指定口座へ補助金をお振り込みいたします。時期は12月上旬を予定しています。

5 記載に関する注意

- (1) 修正には訂正印が必要です。
- (2) 申請者と口座名義人は同一(申請者本人の口座)です。
- (3) 勤務証明書の証明について、
- ア 「自営等のため本人自身で証明」、「委託を受けて業務するが勤務証明書が発行されない」場合は、「就労状況申立書(様式②)」を提出ください。
- イ 令和7年4月以降に、他案件(姉弟兄の入園、認定切替)で、勤務証明書を幼児課に提出済みであり、保護者の状況に変わりがないければ省略可とします。

6 保育が必要な理由

保護者・同居親族等の状況			提出書類
① 就 労	1 カ月において、 64 時間以上 労働する ことを常態とする	①-(1) 事業所等に勤務	・ 勤務証明書
		②-(2) 自営業等に従事	・ 就労状況申立書 (自営業等)
② 妊娠・出産	妊娠中、又は出産前後（ 出産後 8 週目を迎える日の月末まで対象 ）		・ 母子手帳（写）（保護者氏名、 出産（予定）日記載の部分） 又は出産証明書
③ 疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している		・ 医師の診断書
④ 同居親族の 介護・看護	親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している		・ 医師の診断書 (看護・介護用)
⑤ 災害復旧作業	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている		・ 罹災証明書（写）
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている ※求職活動開始から 90 日目を迎える日の月末まで対象。		・ 求職活動申立書、雇用保険 受給資格者証（写）等、
⑦ 学校等通学	学校、専修学校、各種学校に在学している		・ 在学証明書又は受講決定通知書（写）
⑧ 職業訓練	職業訓練校に在籍している		・ カリキュラム等時間が分かる書類
⑨ 虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる		・ 関係機関からの書類 （虐待・DV の状況であることが客観的に確認できるもの）
⑩ DV	配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育が困難であると認められる		
⑪ 育児休業中	当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが預かり保育を利用しており、当該育児休業の間に当該預かり保育を引き続き利用することが必要であると認められる		・ 育児休業証明書
⑫、⑬ 親族の 常時介護	⑫ 長期にわたり疾病の状態にある親族の常時介護 ⑬ 長期にわたり精神又は身体に障害を有する親族の常時介護		・ 医師の診断書 (看護・介護用)

長崎市こども部幼児課 担当：池村 電話：095-829-1142（内線 3112）